

平成29年度 東洋ネクスト(株) 事業報告

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、当社による『派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う差額の割合』(マージン率)の公開が定められました。従って、以下のとおり情報提供項目を公開いたします。

(対象期間 : 平成28年9月1日～平成29年8月31日)

※平成28年9月1日 派遣事業許可

平成29年8月31日時点の派遣労働者数	83
派遣先の数	53
マージン率	35.9%
労働者派遣に関する料金額の平均 (1日8時間あたりの額)	12,433
派遣労働者の賃金の平均額 (1日8時間あたりの額)	7,964

※マージン率 = (派遣料金の平均額 - 派遣労働者の賃金の平均額) ÷ 派遣料金の平均額

(キャリアパスと教育訓練について)

派遣スタッフの標準キャリアパスを設定し、それに基づく教育訓練を行うことを基本とする。

派遣スタッフ個々の背景や条件、希望によって標準キャリアパスと異なる部分については、キャリアコンサルティング、面談等を通じて明らかにし、それに応じた教育訓練の機会を提供する。

(教育の時期と時間及び費用)

派遣スタッフへの研修時期は以下の通りとする。基本研修を原則として、派遣スタッフの保有スキル、経験、希望を加味して実施する。

教育の規定時間は8時間以上とする。

Web視聴環境が整わない場合は、教材研修とし、標準時間を8時間とする。

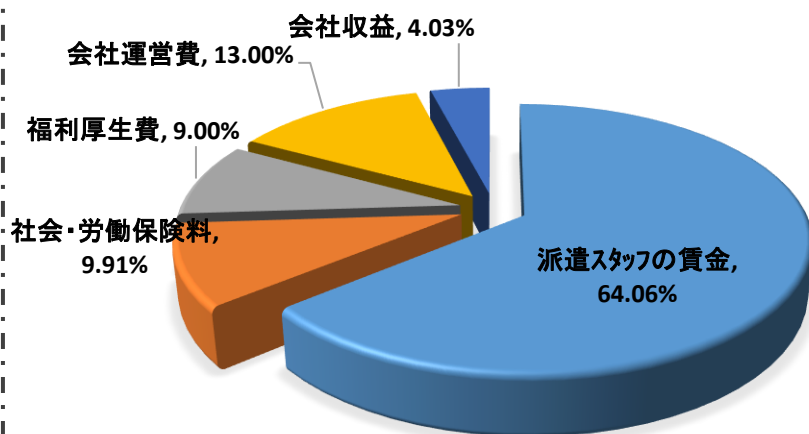
教育実施に係る費用(実施時間、交通費等)は全て当社が負担する。

(教育訓練の受講時間について)

研修受講分の給与は派遣スタッフへ明示している基本給与の2.5%割増で支払う。

指定講座の8時間分を給与として通常の給与と一緒に支払う。

【派遣料金の内訳】



派遣料金で一番多くを占めるのが派遣スタッフの賃金です。

社会・労働保険料(宮城県)については
 ・健康保険(介護なし)5.025%
 ※介護あり5.81%
 ・厚生年金9.15%
 ・雇用保険(会社負担)0.6%
 ・労災保険0.3%
 以上を合計して賃金の15.47%が会社負担です。

派遣スタッフが有休休暇を取得する際は派遣先へ料金を請求できませんので会社負担となります。

その他、派遣スタッフの福利厚生費・営業担当者の人件費・オフィス・面接会場費・募集費用等の会社運営費を差し引いた4.03%が会社の収益となります。